

地方独立行政法人明石市立市民病院

理事長 藤本 莊太郎

(公印省略 経営管理本部財務課)

公募型業務委託見積合せの実施について

公募型業務委託見積合せ(郵便方式)を実施するので、地方独立行政法人明石市立市民病院契約規程(平成23年規程第506号)第6条の規定に基づき、下記のとおり公告します。参加を希望される方は、下記の要領により申込書等を提出してください。

1 業務概要

- (1) 業務名 医業未収金管理回収業務
- (2) 業務場所 明石市鷹匠町1番33号 明石市立市民病院ほか
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
なお、毎年12月末までの業務履行状況を確認した上で、適正に業務が履行されている場合においては、最長平成33年3月31日まで契約延長を行う。但し、契約の締結は年度ごとに実施する。
- (5) 支払条件 月払い、請求があった日の翌々月の10日払
- (6) 予定成功報酬率 回収した債権額の30%(消費税及び地方消費税を含む。)
(※成功報酬率とは、依頼債権中から回収した金額に対する手数料の割合のことを言う。)

2 参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当する者であること。)

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成18年4月1日から平成29年12月31日までの間に、国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団、独立行政法人)の発注にかかる、「債権回収業務又は公的医療機関での医業未収金回収事務」を継続して12ヶ月以上にわたり、元請として完了した実績を有する者。
- (3) 地方独立行政法人明石市立市民病院契約規程第4条第1項及び第4項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

- (5) 明石市及び地方独立行政法人明石市立市民病院の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から受託予定者として決定を受けた日の前日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (6) 契約締結の条件として、公告日において納期限が到来している明石市税を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (7) 受託予定者として決定を受けた日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、受託予定者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (8) 仕様書等の内容を熟知し、十分に理解した上で参加できること。
- (9) 弁護士法第4条に規定する弁護士、同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

3 日程及び提出期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	平成30年1月10日(水)から
現場説明会	行いません
仕様書等に関する質問受付	平成30年1月10日(水)から平成30年1月15日(月)正午まで
仕様書等に関する質問回答	平成30年1月16日(火)正午頃
参加申請書等の提出書類の受付	平成30年1月16日(火)正午から 平成30年1月23日(火)午後5時(必着)まで
見積合せ	平成30年1月24日(水)午前10時頃
見積合せ結果の通知	平成30年1月31日(水)

4 契約の条項を示す場所

地方独立行政法人明石市立市民病院契約規程、地方独立行政法人明石市立市民病院業務委託契約約款等については、地方独立行政法人明石市立市民病院ホームページにおいて閲覧することができます。

5 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問を受け付けます。本公募型見積合せ参加希望者は、仕様書等に関する質問の有無に関わらず、**必ず質問に対する回答を確認した後、申込書類等を提出してください。**

(1) 受付方法

上記期間内に、ファクシミリにより市民病院経営管理本部財務課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。また、ファクシミリ送信後、電話にて必

ず着信確認を行ってください

FAX：078-914-8374

(2) 質問に対する回答

地方独立行政法人明石市立市民病院のホームページで公表します。

6 提出書類一覧及び提出先

(1) 提出先

明石市立市民病院経営管理本部財務課

(2) 提出書類一覧

様式 番号	名 称	提出方法	提出先
1	仕様書等に関する質問書	FAX	質問がなければ提出不要 ※送付後、電話にて受信 確認を行うこと。
2	公募型業務委託見積合せ参加 申請書	郵送	必ず書留等(簡易書留も 可)の郵便局が配達し、地 方独立行政法人明石市立 市民病院が受領した事実 の証明が可能な方法にて 郵送してください。 ※持参は認めません。 ※上記の受付期間以外に 到着したものは受理しま せん。
3	見積書		
任意 様式	弁護士会会員証写し		
任意 様式	参加者の団体形の案内・概要書 (経歴、事業経歴等)		
任意 様式	同種業務の契約書の写し ※当該業務の業務名、病院等 名、業務概要、契約期間が記載 されていること。 ※本文公告「2『参加要件』(2)」 に該当するものであること。		
任意 様式	直前3期の決算報告書		
4	公募型見積合せ業務委託封筒 等用宛名シール	郵送用封筒等に貼付	
5	公募型見積合せ業務委託参加 確認書	FAX	郵送後当日中に FAXを送付すること。

※ 様式でなくても公告文等にて提出を求める必要書類は、そのすべてを提出すること。

- ・明石市入札参加資格者名簿に登録されていない者は、下記の表に記載する書類を提出してください。

書類	内容		法人	個人	
登記簿謄本	商業登記簿		○	×	
住民票	代表者の住民票		×	○	
印鑑登録証明書	代表者の印鑑登録証明書		×	○	
納税証明書	国税	法人税	納税証明書その3の2(個人)又はその3の3(法人)を税務署で ※ 税額の証明ではない。	○	×
		申告所得税		×	○
		消費税及び地方消費税		○	○
	市税	明石市税完納証明書を市民税課で (市内に本店を有するか、市内の支店等に権限を委任しているとき)	△	△	
財務諸表	「貸借対照表」及び「損益計算書」…最新1年分(個人事業者は、所得税確定申告書、決算書の写しで代用することができます。税務署の受付印のあるもの。)		○	○	

○…提出を必要とするもの。 △…該当する場合のみ提出を必要とするもの。

×…提出を必要としないもの。

7 書類等の作成要領及び注意事項

書類等の作成・提出にあたっては、以下の事項に注意してください。

(1) 共通事項

ア 書類等は角2型封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんしてください。なお、封筒は1件の見積につき1枚とし、1枚の封筒の中に、複数の見積合せの申込書類等を同封したものは無効とします。

イ 申請者欄及び見積者欄については、応募者の商号又は名称、当該事務所の代表者職氏名(明石市入札参加資格者名簿に登録している場合には、必ずその氏名で記名押印してください。)を記名押印してください。

ウ 業者コードは明石市ホームページ掲載の業者登録一覧表を確認してください。(2部門以上に業者登録している場合は物品・サービス部門のコードを記載してください。)

エ 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正清し、訂正箇所を押印してください。ただし、金額(成功報酬率)の訂正は認めません。

オ 記入にあたっては必ずボールペン等の修正できないものを使用すること。鉛筆書き

は不可とします。

カ 提出後、申込書類等の追加、変更及び撤回等は認めません。また、書類の返却はしません。

キ 提出された申込書類等は、複製を作成する場合があります。

ク 記入又は押印漏れ、記載誤り、内容の不備等がある場合には無効となる場合がありますので、十分にご注意ください。

(3) 見積書、及び見積方法について

ア 見積書には依頼債権中から回収した金額に対する手数料の割合（以下「成功報酬率」という。）を記載してください。なお、成功報酬率については、前記1の(6)に示す**予定成功報酬率(税込)を超えた割合の場合は無効とし指名停止措置を行います。**

イ 成功報酬率については、完全成功報酬制とし、成功報酬の他は支払いません。また、委託に要する一切の費用を織り込んだうえで記載してください。ただし、支払督促や訴訟等の際の申立手続費用（印紙代）及び管轄裁判所までの交通費（実費）は除くものとします。

ウ 成功報酬率については、消費税及び地方消費税を含めたうえで記載すること。

8 未収金の状況

平成29年4月1日から平成29年9月30日までに発生した未収金の額：約15,000,000円

※1年経過していない債権も含む。

9 見積合せの日時及び場所

(1) 日時 平成30年1月24日（水） 午前10時00分（予定）

(2) 場所 明石市立市民病院2階 講義室B

(3) 立会人になることができる者は、公募型業務委託見積合せ参加申請書を提出した者（見積者）、又は当該者からの委任を受けた者（委任状の提出要）、本見積合せ事務に関係のない本院の職員です。ただし、見積合せを傍聴することはできます。

(4) 見積合せの場所への入室を希望する者は、担当職員の指示に従わなければなりません。

(5) 見積合せの場所においては、携帯電話等の通信連絡機器は電源を切るか、マナーモードとし、見積合せの場所での通話や私語は禁止します。

10 資格審査、契約予定者の決定及び契約について

(1) 見積合せの場所においては一旦全件保留とし、参加資格についての事後審査を行います。

(2) 資格審査については、最低成功報酬率見積者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で契約予定者を決定します。

(3) 受託予定者を決定したときは、直ちにその旨を当該者に通知するとともに、契約手

続について説明を行います。

(4) 結果は、地方独立行政法人明石市立市民病院のホームページにて掲載します。

11 国税の完納確認手続きについて

当該案件においては、「契約予定者として決定を受けた日の前日において国税を完納していること。また、契約予定者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証明する納税証明書を提出できること。」を公募型見積合せ参加要件の1つとしています。

本公募型見積合せでは、国税の完納に関する誓約事項が記載された「公募型プロポーザル業務委託参加申請書」に不備が認められなければ、国税の完納に関する要件を満たしている者として取り扱います。

○国税の納税証明書

(受託予定者として決定を受けた日の前日以降の日付の原本に限ります。)

- ・ 個人の場合 … その3の2 (申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと)
- ・ 法人の場合 … その3の3 (法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと)

なお、契約締結期限までに国税の納税証明書を提出できない場合は、契約予定者の決定を取り消すとともに、指名停止措置を行いますので、ご注意ください。

12 準備期間について

契約締結日から平成30年4月1日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承の上、本公募型見積合せに参加してください。

13 公募型見積合せの停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由等により、本公募型見積合せを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、本公募型見積合せに要した費用を明石市立市民病院に請求することはできませんので、あらかじめ了承の上ご参加ください。

14 異議の申立て

申請者は、公募型見積合せの実施後、この公告文及び関係法令等の公募型見積合せ条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により申込書類等が到達しなかったことに対する異議を申立てることはできません。

なお、本公募型見積合せに係る全ての費用は参加者の負担となります。

15 その他留意事項

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、指名停止措置を行います。
- (2) 本公募型見積合せの参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、指名停止措置を行うとともに、受託予定者においては、契約解除となります。
- (3) 最低成功報酬率見積者であっても、資格審査において必ずしも契約予定者とならない場合があります。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、指名停止の措置を行います。
- (5) (1)~(4)の場合において、本公募型見積合せ等に要したすべての費用について、地方独立行政法人明石市立市民病院に請求することはできず、本公募型見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先：地方独立行政法人明石市立市民病院財務課

（電話／078-912-2323 FAX／078-914-8374）